



2023年12月8日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 賀 賢 漢
(コード番号:6890 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 社 長 室 課 長 横 山 齊 輔
(0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 9 6)

(開示事項の訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社大泉製作所株式(証券コード:6618)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

株式会社フェローテックホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社大泉製作所(株式会社東京証券取引所グロース市場、証券コード:6618、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象とする金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に定める公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、①公開買付者が2023年11月14日付で事業年度第44期(自2023年7月1日至2023年9月30日)に係る第2四半期報告書を関東財務局長に提出したこと、及び②公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2023年12月5日に終了した結果、2023年11月13日付で提出した公開買付届出書「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」に記載していない公開買付者の特別関係者を確認したことに伴い、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、上記第2四半期報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、本日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2023年11月10日付「株式会社大泉製作所株式(証券コード:6618)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

(訂正前) 訂正箇所に下線を引いております。

(P31 掲載)

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	47,220 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>150</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>0.16%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	92,587 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	92,563 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は 0 個と記載しております。また、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

(注 2) 省略

(注 3) 省略

(注 4) 省略

(訂正後) 訂正箇所を下線を引いております。

(P31 掲載)

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	47,220 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>252</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>0.27%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	92,587 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	92,563 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は 0 個と記載しております。

(注 2) 省略

(注 3) 省略

(注 4) 省略

以 上